

復興期の PPP/PFI の活用—官民連携震災復興案件、先導的官民連携事業案件—

東日本大震災の復興の取り組みを行政だけで実現することは困難であり、官民連携の下で進める必要があることは前回の本ニュースでも指摘したところである。具体的には、NPM 理論 (New Public Management) を通じて、PFI 方式、さらにはコンセション方式等官民連携のモデルをフル活用することが求められる。

例えば、国の復興予算による財源的支援はあるものの、国、地方自治体を通じた財政資金だけでインフラの復興を実現することは困難であり、また今後の少子高齢化等を睨んだ場合、そのインフラを機動的に活用することが求められる。そのためには、民間の資金だけでなくノウハウを生かした復興の仕組みづくりが重要となる。具体的には、国土交通省の PPP/PFI 推進の為の案件募集が 6 月 29 日まで実施され、その中で「官民連携事業による震災復興案件」の募集も実施されている。

「官民連携事業による震災復興案件」の目的は、大震災により人的・物理的・財政的に被害を受けた地方自治体に対して、民間のノウハウを導入してインフラ等の復興とその活用を敏速に進めるための仕組みを提供するものであり、官民連携で負担となる実施可能性調査等を国土交通省が協力・支援する内容となっている。東日本大震災で被災した地方自治体と民間事業者が募集対象となっており、震災復興に関する官民連携案件の形成を促進することを意図している。なお、復興再生の方法については、PFI 方式に加え、インフラ整備は財政資金で行いつつ、整備したインフラの経営を徹底して民間に委ねるコンセション方式等、多彩な選択肢の検討も必要となる。PFI は主にイギリスを中心とする英米系の法体系を基礎とする制度であり、官から民への考え方にに基づき、本来は民間企業 (SPC) が資金調達し整備した社会資本を、当該民間企業が一定期間所有しながら運営することを基本とする。これに対してフランスでは、大陸法系の下で、社会資本の所有を国や地方自治体に残しつつ、その事業経営について一括して民間企業に委ねる方法が主流であり、所有と経営を分離するところに特色がある。具体的には、コンセション、アフェルマージュと呼ばれる方法である。社会資本の所有を国や地方自治体に残す理由は、公共サービスの持続性確保にある。経営を担った民間事業者が仮に経営に失敗したとしても、社会資本自体は処分されることなく維持され、代替の経営会社を見つけることにより公共サービスの持続性を確保することができるからである。

また、今回、同時に「先導的官民連携事業」も提示されており、新たな PPP/PFI において四つの類型が検討可能となっている。民間開発活用型、公共施設等運営事業型、付帯事業活用型、包括マネジメント型である。

第一類型の民間開発活用型は、民間事業者が展開する都市開発等のまちづくりプロジェクトに対して地方自治体が連携して魅力あるプロジェクトとし、公共施設の整備と民間事業者の開発、公共サービスと民間サービスの一体化を図るものである。

第二類型の公共施設等運営事業型は、改正 PFI 法の活用により所有と運営を分離したコンセション方式の向上蓄積を図るものである。

第三類型の付帯事業活用型とは、公共施設の整備・運営は地方自治体等公的セクターが担いながら、公共施設の一部や余剰分を活用して民間事業者が収益活動等を展開することで未活用資源を減少させ公的資源の活用向上を図るものである。

第四類型の包括マネジメント型は、地方自治体等公的セクターが保有する複数の業務を包括して民間事業者が実施し、事業の長期的かつ効率的なマネジメントを実現するものである。対象事業が複数であると同時に発注主体としての地方自治体が複数である場合、異なる分野の業務を対象とする場合等も含まれるものである。

PFI 法も 10 年を経過し改正 PFI 法の下で新しい段階を迎える。こうした先端的官民連携を拡充させていくことが PPP/PFI のさらなる充実に結び付く。